

静岡県告示第126号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出があり、救急病院として認定した次の医療機関について、協力する旨の申出が撤回されたため同令第2条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

静岡県知事 鈴木康友

名 称	所 在 地	開 設 者	撤 回 日
独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	静岡市清水区桜が丘町13-23	独立行政法人地域医療機能推進機構	令和7年2月28日